

平成27年第1回定例会

青森地域広域事務組合議会 会 議 録

青森地域広域事務組合議会

平成 27 年第 1 回定例会

青森地域広域事務組合議会会議録

平成 27 年 3 月 25 日（水曜日）

○議事日程第 1 号

平成 27 年 3 月 25 日（水曜日）午後 2 時開議

- | | | |
|------|-----------------------|---|
| 第 1 | 諸般の報告 | |
| 第 2 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 3 | 会期の決定 | |
| 第 4 | 議案第 1 号 | 平成 27 年度青森地域広域事務組合一般会計予算 |
| 第 5 | 議案第 2 号 | 平成 26 年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算（第 3 号） |
| 第 6 | 議案第 3 号 | 青森地域広域事務組合の条例を左横書きに改める条例の制定について |
| 第 7 | 議案第 4 号 | 青森市と青森地域広域事務組合との間の消防団事務の委託について |
| 第 8 | 議会運営委員会の所管事務の継続審査について | |
| 第 9 | 議員提出議案第 1 号 | 青森地域広域事務組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について |
| 第 10 | 報告第 1 号 | 専決処分の報告について（青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について） |
| 第 11 | 青広組監報告第 1 号 | 定期監査報告について |
| 第 12 | 青広組監報告第 2 号 | 例月出納検査報告について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（13名）

1番	木村良一	議員	8番	工藤健	議員
2番	七尾潔	議員	11番	山本武朝	議員
3番	山脇智	議員	12番	村川みどり	議員
4番	舘山善也	議員	14番	山舘清剛	議員
5番	鈴木進	議員	15番	斎藤憲雄	議員
6番	安藤英博	議員	17番	渋谷勲	議員
7番	奈良岡隆	議員			

○欠席議員（4名）

9番	福士直治	議員	10番	中島邦彦	議員
13番	青木倉元	議員	16番	花田明仁	議員

○説明のため出席した者の職氏名

管理者	鹿内博君	広域振興室長	石田祥久君
代表副管理者	船橋茂久君	参 与	佐々木 淳君 (青森市民政策部政策推進課長)
副管理者	阿部義治君	参 与	畑井伸一君 (平内町総務課長)
副管理者	久慈修一君	参 与	宮本一男君 (外ヶ浜町総務課参事)
監査委員	山形博君	参 与	太田平次君 (今別町総務課参事)
事務局長	相馬政人君	参 与	坂本 亮君 (蓬田村総務課長)
理事	工藤清泰君	監査委員書記	堀内隆博君
会計管理者	中川 覚君	おひろクリーンセンター課	對馬文廣君
会計課長	石岡尊広君	清掃管理課長	兼平一成君

○事務局出席職員氏名

書記長	小倉 隆
書記	山口裕子
書記	工藤晴久

午後 2 時開会・開議

○議長（渋谷勲君） ただいまから、平成 27 年第 1 回青森地域広域事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は「議事日程第 1 号」により会議を進めます。

日程第 1 諸般の報告

○議長（渋谷勲君） 日程第 1 「諸般の報告」を行います。

初めに、議会運営委員の辞任についてであります。一身上の都合により 3 月 9 日付で 16 番花田明仁議員が議会運営委員を辞任したいとの申し出があり、委員会条例第 10 条の規定により、議長においてこれを許可いたしました。

また、議会運営委員の選任についてであります。同日付で委員会条例第 3 条の規定により、議長において議会運営委員として 7 番奈良岡隆議員を指名いたしましたので報告いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（渋谷勲君） 日程第 2 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 73 条の規定により、4 番館山善也議員及び 5 番鈴木進議員の 2 名を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

○議長（渋谷勲君） 日程第 3 「会期の決定」を議題といたします。

○議長（渋谷勲君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日と決定いたしました。

日程第 4 議案第 1 号 平成 27 年度青森地域広域事務組合一般会計予算

日程第 5 議案第 2 号 平成 26 年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 6 議案第 3 号 青森地域広域事務組合の条例を左横書きに改める条例の制定について

日程第 7 議案第 4 号 青森市と青森地域広域事務組合との間の消防団事務の委託について

○議長（渋谷勲君） 日程第 4 議案第 1 号「平成 27 年度青森地域広域事務組合一般会計予算」から日程第 7 議案第 4 号「青森市と青森地域広域事務組合との間の消防団事務の委託について」までの計 4 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者鹿内青森市長。

〔管理者鹿内博君登壇〕

○管理者(鹿内博君) 平成27年第1回青森地域広域事務組合議会定例会の開会に当たり、提出いたしました議案について、その概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

現在、当事務組合圏域は、有効求人倍率の上昇など一部に持ち直しの動きが見られるものの、経済のグローバル化と国内産業の空洞化の進展などの影響や人口減少と少子高齢化の同時進行により、社会構造の変化及び経済規模が縮小していく傾向にあります。

このような中、当事務組合では、現青森地域広域消防事務組合との統合につきまして、平成26年11月13日に県知事から許可をいただき、いよいよ平成27年4月1日から消防業務を追加した青森地域広域事務組合として業務を進めてまいります。このことによって、広域行政圏における共通の問題についての取り組みや意思決定の迅速化が図られ、簡素で効率的な行政サービスの提供が可能になると考えております。

また、平成27年度末に迫った北海道新幹線奥津軽いまべつ駅開業を本圏域発展の大きな契機とするため、開業を踏まえ多方面から施策を展開するとともに、地域住民のニーズや環境変化を十分に把握、検証した上で、構成市町村それぞれが連携し合いながら、さらなる圏域の発展と住民福祉の向上を目指してまいりたいと考えております。

さて、当事務組合に課せられました重要な責務の一つであります一般廃棄物処理事業につきましても、廃棄物の適正処理及びリサイクル・資源化・ごみの減量化等に邁進することはもちろんのこと、環境への負荷が少なく持続的発展が可能な循環型社会の構築という目標に向かって、事務組合内における共同処理の利点を十分に生かしながら、さらなる廃棄物処理体制の確立に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、介護認定審査会業務につきましても、介護認定請求者に対する介護保険の円滑な運用に資するため、審査会委員各位の御協力のもと、要介護認定審査の公平・公正を確保するとともに、今後、高齢化の進行により要介護認定の申請者の増加が見込まれますことから、その変化に速やかに対応するべく業務能力の強化と効率化に取り組むことといたします。

さらに消防業務につきましても、東日本大震災の発生から4年が経過したものの、今もお多方面に深いつめ痕を残しております。また、近年は、ゲリラ豪雨と称される集中豪雨の頻発や短時間の集中的な降雪による予想困難な豪雪被害が発生するなど、さまざまな災害が猛威を振るっている状況にあります。

一方、これらの自然災害以外にも社会経済情勢の変化とこれに伴う地域社会の変化による災害の複雑多様化など、消防防災行政を取り巻く状況は大きく変化しており、多くの皆様から、柔軟で迅速な対応が求められているところであります。そのため構成市町村の皆様並びに関係団体との協力のもと、管轄区域の安全・安心を確保するべく消防体制の充実・強化に取り組んでまいります。

今後におきましても、新たに加わった消防業務について、東青地域住民の生命、身体、財産を守るため、一層の消防力の充実・強化並びに消防体制の整備に努めてまいります。

ありますので、議員の皆様におかれましては、当事務組合の消防力の強化並びに地域のさらなる発展に一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、議案第1号平成27年度青森地域広域事務組合一般会計予算についてですが、最少の経費で最大の効果を上げるという財政運営の基本原則にのっとり、可能な限り経費の節減、合理化を図りつつ、総合的かつ効果的な広域行政の展開と運営ができるよう、限りある財源の効率的な配分に留意し、その編成に当たりました結果、平成27年度当初予算総額は55億9788万余円となり、平成26年度当初予算総額と比較すると、46億4549万余円、487.8%の増額となっておりますが、これは現青森地域広域消防事務組合と一本化した予算編成となったことによるものであります。

このうち、現青森地域広域事務組合の予算につきましては7億7459万円、前年度と比較すると18.7%の減少となっており、現青森地域広域消防事務組合の予算につきましては48億2329万余円、前年度と比較すると9.6%の減少となっております。

それでは、歳入・歳出について御説明申し上げます。

まず、歳入の主なものであります。分担金及び負担金として48億4249万円を計上いたしたものであります。このうち分担金につきましては、青森市が35億2309万余円、平内町が2億5168万余円、外ヶ浜町が1億9933万余円、今別町が1億834万余円、蓬田村が5801万余円となっており、消防業務に対する分担金のため、前年度と比較いたしまして皆増となっております。負担金につきましては、青森市が4億2846万余円、平内町が3825万余円、外ヶ浜町が1億2343万余円、今別町が6388万余円、蓬田村が4798万余円となっており、前年度と比較いたしまして20.0%の減少となっております。

財産収入につきましては、広域事務組合振興基金運用収入及び物品売払収入として1025万余円、諸収入につきましては、青森市から委託されております消防団の事務受託収入等としての3億6969万余円を計上いたしたものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

まず、総務費につきましては、当事務組合運営に要する経費として、職員人件費等1億5864万余円を計上いたしたものであります。

民生費につきましては、介護認定審査会の運営に要する経費として、8708万余円を計上いたしたものであります。

衛生費につきましては、し尿処理施設、ごみ処理施設、斎場、一般廃棄物保管施設の管理運営費として、5億4485万余円を計上いたしたものであります。

構成市町村振興費につきましては、1671万余円を計上いたしました。

消防費につきましては、消防本部、各消防署及び青森市消防団を運営する経費といたしまして、45億4839万円を計上いたしたものであります。

主な内訳といたしましては、青森消防費につきましては、職員人件費及び消防本部費等の消防業務運営費のほか、東消防署横内分署に配備されている消防ポンプ自動車の更新に要する経費、中央消防署沖館分署に配備されている水槽付消防ポンプ自動車の更新に要する経費、中央消防署油川分署及び東消防署横内分署に配備されている高規格救急自動車の

更新に要する経費、その他消防用資機材の購入に要する経費など、合わせて36億7670万余円を計上いたしましたものであります。

平内消防費につきましては、職員人件費及び消防業務運営費のほか、指揮隊車の更新に要する経費、その他消防用資機材の購入に要する経費など、合わせて2億5303万余円を計上いたしましたものであります。

外ヶ浜消防費につきましては、職員人件費及び消防業務運営費のほか、上下式防火衣の購入に要する経費、その他消防用資機材の購入に要する経費など、合わせて1億7869万余円を計上いたしましたものであります。

今別消防費につきましては、職員人件費及び消防業務運営費のほか、上下式防火衣の購入に要する経費、その他消防用資機材の購入に要する経費など、合わせて1億7268万余円を計上いたしましたものであります。

本議会に提案されている青森市からの消防委託業務に要する青森市消防団運営費につきましては、団員報酬及び消防団業務運営費のほか、デジタル簡易無線の購入に要する経費、機械器具置場の統廃合に伴う解体工事費に要する経費、その他消防用資機材の購入に要する経費など、2億6726万余円を計上いたしましたものであります。

公債費につきましては、一般廃棄物処理施設等の建設、消防施設整備等に係る長期債の元金及び利子償還金として、2億36万余円を計上いたしました。

以上が平成27年度青森地域広域事務組合一般会計予算の概要であります。

次に、議案第2号平成26年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算について、御説明申し上げます。

あおひらクリーンセンターのし尿処理施設において、処理過程におけるタンクの修繕工事業務につきまして平成27年度への繰越明許費を設定するものであります。

次に、議案第3号青森地域広域事務組合の条例を左横書きに改める条例の制定についてであります。青森地域広域消防事務組合との統合に伴い、両事務組合で制定していた条例を整備いたしました。定期的に発生いたします加除の事務効率、経費削減を図るため、当組合の条例を左横書きに改める条例について制定するものであります。

次に、議案第4号青森市と青森地域広域事務組合との間の消防団事務の委託についてであります。先般、青森市と青森地域広域消防事務組合との間の消防団事務の委託が廃止されたことに伴い、新たに青森市から消防団事務を受託するため制定するものであります。

以上をもちまして、上程いたしました議案の概要を御説明申し上げますが、細部につきましては、議事の進行に伴い、私及び担当者からそれぞれ御説明いたしますので、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

一般質問

○議長（渋谷勲君） これより一般質問に入ります。

一般質問の通告がありますので、発言を許します。

12番村川みどり議員。

〔議員村川みどり君登壇〕

○12 番（村川みどり君） 日本共産党の村川みどりです。平成 27 年度青森地域広域事務組合当初予算に関連して、民生費、介護認定審査会費について、一般質問を行います。

12 月の広域事務組合議会において、青森市の介護認定における認知症の判定結果が他都市と比べ低く判定されている傾向にあることを指摘しました。それに対し、事務局長は他都市の状況は承知していない。その状況について、確認してみたいとの答弁がありました。そこで伺います。認知症の判定結果について、他都市との比較調査や検討を実施したのか、その結果と認識について示してください。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。相馬事務局長。

〔事務局長相馬政人君登壇〕

○事務局長（相馬政人君） お答えいたします。平成 26 年第 1 回臨時会におきまして村川議員の質疑、「認知症にかかわる認定の判定結果が低く出る傾向にあるとの声があり、他都市との比較検討をする必要があるのではないか」との御質疑に対しまして、私の答弁の中で、「今後、その状況について確認する」としたことを踏まえまして、まずは事務局内でそれらの状況について検証をすることといたしました。

その結果、介護保険制度は、全国一律の運用を前提として制度設計がなされたものであり、保険者である各市町村が行う申請者に対する心身の状況に関する調査などに基づく一次判定やこの一次判定と主治医意見書をもとに行う介護認定審査会の二次判定結果が、それぞれ厚生労働省が定めた様式や判定の基準に従って合理的かつ公平な判定、つまりは保険者や認定審査会が異なることによって、相違やばらつきが生じないことが担保されるようになっていることに立脚いたしますと、他都市と単純に比較検証をするということは困難性を有していると、まずは結論に至ったものでございます。

そこで、何らかの手掛かりの可能性を求め、青森市健康福祉部高齢介護保険課を通じまして、村川議員御紹介の八戸市の事例を聞き取り調査いたしましたところ、残念ながら比較検討に結びつくような回答が得られるには至りませんでした。

そのため、厚生労働省から提供された当審査会に係る介護保険事業状況調査結果、これは暫定というものでございますけれども、これを改めて分析いたしましたところ、認定に関する基礎情報の中にある、要介護認定者の認知症高齢者自立度の分布を示すデータからは、全国 1580 保険者との比較におきまして、当審査会の判定結果である自立度Ⅱ——この自立度Ⅱは、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、だれかが注意していれば自立できるというもの——でございしますが、この自立度Ⅱ以上の割合は 54.6%となっておりまして、全国の 1580 保険者の中央値として表示されている 53.3%より高い割合で判定されているという事実がありました。

また、自立度Ⅲ——これは日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とするというもの——でございしますが、この自立度Ⅲ以上の割合は、当組合の場合は 25.9%となっており、同じく中央値として示されている 22.6%と比較して、こちらも高い判定結果となっている事実がございました。

さらには、当審査会におきましては、認知症高齢者自立度の一次判定結果を下回る二次判定とした事案がこれまで皆無であったこと。こうしたことから、当審査会における二次

判定結果につきましては、他都市と比較したといたしましても、その出現率が先ほど御紹介いたしました中央値以上となっていることと合わせて考慮いたしますと、他都市に比べて判定結果が低い傾向にあるとの結論には至りませんでした。

なお、他都市におきましては、それぞれの地域性やさまざまな環境により認知症高齢者の認知度や認知症患者数が異なる可能性は否定ができませんので、一概に判定結果の出現傾向を断定するという事は、なかなか難しいものではないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（渋谷勲君） 12番村川議員。

〔議員村川みどり君登壇〕

○12番（村川みどり君） 今の答弁ですと、青森市の場合は他都市と比べて一概に低く出ているとは言えないというような答弁だったと思います。私は、実際、認知症を診断しているドクターのお話を伺ってきたんですけれども、その先生は弘前とかでも活動している先生で、青森市は認知症が低く認定されるというようなお話をいつもされていました。私が審査会に求めたいのは、例えば他都市でいうとランダムに選んだ患者さんを10ケースぐらいおたくの審査会で審査してほしいというふうな交流をして、青森市と同じ結果が出るのかというようなやりとりをしているところもあります。そういうふうな審査会によって違う結果が出るかどうかとか、そういう調査をしてほしいというふうなことで前回、他都市と検討してほしいというふうに言ったつもりなんですけれども、ちょっとなんか今のニュアンスだとそういうふうには捉えていただけなかったのかなというふうに思います。他都市では、さっき言ったように審査会同士で交流して、そして同じ判定が出るのかとか、判定に違いがあるのかとかそういう研究をやっているところも審査会にはあるんですよね。なのでその辺、できればほかの審査会と交流しながら判定結果に違いが出るのかというような調査をぜひしていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

それから、もう1点。たしか今回、審査委員の改選時に当たると思います。平成25年の改選のとき、審査委員ですね、およそ3月に終わって4月から新しい委員がなるんですけど、2週間審査会が開かれずに認定調査がストップして、そして多くの市民の皆さんに大変な迷惑をかけたということがありました。参考までに平成25年の4月、30日以内に認定を決定したのは17%でした。その翌年4月の認定率は21.7%でした。まあそんなに変わらない。そんなにもよくなっていないんですけれども、改選時期でなくても大体20%前後というのはやっぱり……そもそも30日以内に決定しなければならないのに、こういう状況では大変問題があると思います。そこでお伺いするんですけれども、この4月からスムーズに審査会を開催できるように、問題なく審査会が開催できるような体制はきちんと整っているのか、2点お伺いします。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。相馬事務局長。

〔事務局長相馬政人君登壇〕

○事務局長（相馬政人君） ただいまの2点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の……私の理解不足で大変申しわけなかったと思いますけれども、そうい

った交流をして検討するというふうな意にはちょっと私には伝わらなくて、そこまではいきませんでしたけれども、ただこの場で直ちにできるとはお話しできませんけれども、認定審査会の委員の方、あわせて今回改選ということもありますので、改選後にはなりますけれども、そちらのほうともちょっと相談して、そこら辺については検討してみたいと思います。

それと2点目の改選の話ですけれども、前回の平成25年の反省を踏まえまして、今回は改選の辞令交付を4月3日の金曜日に行うこととしておりまして、その翌週から審査会を開催するというようなことで、1日たりとも遅れがないようにというふうなことで考えて、ただいま準備をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（渋谷勲君） 12番村川議員。

〔議員村川みどり君登壇〕

○12番（村川みどり君） 今すぐにはできるとは言えないけれども、改選時点で委員と相談して検討していくという若干前向きな答弁だったと思うので、ぜひやっていただきたい。弘前でもいいし、八戸でもいいですから、そういう交流的な感じでお願いすればやってもらえると思いますので、ぜひその辺調査していただきたいと思います。

それから審査委員の改選、前回の反省を踏まえて取り組みたい、遅れのないようにしていきたいということでしたので、それもぜひ強くお願いしたいと思います。認定審査会のことでは私が心配しているのは、今度から要支援1、2は介護保険から外されて、新総合事業でNPOやボランティアとか、もしくは町内会に委託して、そして介護保険は使わず、安上がりな事業に移行されるということが既に決まっています。

青森市の場合は、2年間猶予したわけなんですけれども、今後、認知症の方がどんどんふえていくというふうになれば、今大体要支援1、2に認定されてしまっている人というのは認知症の人が多いですよね。そういう人たちが介護を使えないという状況になればとても市民の皆さん、認知症の人が困るので、認知症の方を十分拾い得る、救えるような介護認定審査会としてあってほしいということで質問しましたので、その辺よろしく願いします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渋谷勲君） これにて一般質問を終結いたします。

発言の申し出

○議長（渋谷勲君） ただいま、管理者鹿内博青森市長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔管理者鹿内博君登壇〕

○管理者（鹿内博君） 大変申しわけございません。先ほど、提出議案説明の中で訂正をさせていただきます。

「消防本部、各消防署及び青森市消防団を運営する経費といたしまして、45万4839万円」と申し上げましたが、正しくは「45億4839万円」でございますので、おわびを申し

上げ訂正させていただきます。

○議長（渋谷勲君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

3番山脇智議員。

〔議員山脇智君登壇〕

○3番（山脇智君） 日本共産党の山脇智です。議案第1号平成27年度青森地域広域事務組合一般会計予算のうち、債務負担行為に関して自動体外式除細動器（AED）賃借について質問します。

この事業は、期間が平成27年度から平成32年度までの5年間となっており、限度額が144万円になっています。本事業の概要について、お示してください。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。相馬事務局長。

〔事務局長相馬政人君登壇〕

○事務局長（相馬政人君） お答えいたします。自動体外式除細動器、いわゆるAEDにつきましては、現在、青森地域広域消防事務組合におきまして、稼働中の救急自動車すべてに配備しております。

今回、債務負担行為を設定しようとするAEDは、救急自動車に配備されていない沖館分署及び浅虫分署の近隣において、AEDによる処置を必要とする事案の発生を想定し、両分署に配備しているものでございます。

この2台につきましては、平成22年度に債務負担行為を設定し、平成23年2月1日から平成28年1月31日までの5カ年間の賃貸借契約を締結したものでございます。この契約期間満了後、引き続きAEDを配備できるよう、平成28年2月から平成33年1月までの5カ年間の賃貸借契約を新たに締結しようとするため、限度額144万円で債務負担行為を設定しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（渋谷勲君） 3番山脇議員。

〔議員山脇智君登壇〕

○3番（山脇智君） 本事業について、救急車がない浅虫分署、沖館分署に代わりとしてこのAEDを配置する事業ということで、これまでも行われてきた必要な事業だということが理解できました。

今後、これから消防についても広域化が進んできて、そういった面でも引き続き住民の安全安心を確保するという面で、こういった必要な事業についてもしっかりと継続して実施して、そういった郊外の住民の安全安心を確保され、しっかりとした対応がなされるように要望して質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（渋谷勲君） 次に、12番村川みどり議員。

〔議員村川みどり君登壇〕

○12番（村川みどり君） 日本共産党の村川みどりです。議案第1号平成27年度青森地

域広域事務組合一般会計予算、第2款総務費のうち、通信指令業務共同運営費で運用する高機能消防指令システムに入力されている災害時要援護者情報の項目を示してください。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。相馬事務局長。

〔事務局長相馬政人君登壇〕

○事務局長（相馬政人君） お答えいたします。高機能消防指令システムに入力されている災害時要援護者情報の項目でございますが、青森地域広域消防事務組合消防本部では、災害時要援護者情報として9項目ございますが、1つ目は聴覚障害者、2つ目は視覚障害者、3つ目は老人世帯、4番目は障害者、5番目は難病者、6番目は要介護者、7番目は寝たきり老人世帯、8番目は特異症例者、9番目は福祉安心電話、これら9つの項目を通信指令室に設置された高機能消防指令システムに入力しております。

入力された災害時要援護者情報は、消防本部通信指令室の地図検索装置の画面と出動いたしました消防隊及び救急隊の車載端末装置の画面に項目ごとに記号が表示されるようになっており、これにより迅速な情報共有が図られ、災害時における要援護者の救出、救護体制の構築につなげているものでございます。

以上でございます。

○議長（渋谷勲君） 12番村川議員。

〔議員村川みどり君登壇〕

○12番（村川みどり君） 9項目あるということでした。先ほどの一般質問とも重なるんですけれども、今後700万人、800万人とも言われる認知症患者がふえていくという中では、認知症をその中で拾っていくっていうのは、かなり大変だとは思いますが、例えば認知症の度合いの高い人をそこに連れていくとか、あとはひとり暮らしの高齢者だとかそういう情報も私は必要なのではないかなというふうに思っています。家族と暮らしていても日中その認知症の方が、ひとりになる場合もあつたりもするし、そういう細かい細分化ができれば、迅速な対応もできるし、例えば火災で救急車や消防車が行ったときに、隣の家でそういう人がいて、すぐに避難させられるとか、そういう迅速な対応もできると思うので検討課題としてお願いしたいと思えます。

これ以上聞いても、消防の方がいないので答えられないと思いますので、私の質疑は早くこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（渋谷勲君） これにて質疑を終結いたします。

討論については、通告がありませんでした。

これより採決いたします。

議案第1号「平成27年度青森地域広域事務組合一般会計予算」から議案第4号「青森市と青森地域広域事務組合との間の消防団事務の委託について」までの計4件については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第4号までの計4件については、原案のとおり可決されました。

○議長（渋谷勲君） この際、暫時休憩いたします。

午後 2 時 37 分休憩

午後 2 時 45 分開議

○議長（渋谷勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 8 議会運営委員会の所管事務の継続審査

○議長（渋谷勲君） 日程第 8 「議会運営委員会の所管事務の継続審査について」を議題といたします。

本件については、議会運営委員長から会議規則第 95 条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査の申し出がありました。

○議長（渋谷勲君） お諮りいたします。

本件については、議会運営委員長からの申し出のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第 9 議員提出議案第 1 号 青森地域広域事務組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（渋谷勲君） 日程第 9 議員提出議案第 1 号「青森地域広域事務組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第 1 号については、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 質疑ないものと認めます。

討論については、通告がありませんでした。

これより採決いたします。

議員提出議案第 1 号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議員提出議案第 1 号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渋谷勲君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10 報告第 1 号 専決処分の報告について（青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合理約の変更について）

日程第 11 青広組監報告第 1 号 定期監査報告について

日程第 12 青広組監報告第 2 号 例月出納検査報告について

○議長（渋谷勲君） 日程第 10 報告第 1 号「専決処分の報告について」から日程第 12 青広組監報告第 2 号「例月出納検査報告について」までの計 3 件については、配付いたしております報告書のとおり報告がありました。

○議長（渋谷勲君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

閉 会

○議長（渋谷勲君） これにて、平成 27 年第 1 回青森地域広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

午後 2 時 48 分閉会

署名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

青森地域広域事務組合議会

議長 渋谷 勲

議員 舘山 善也

議員 鈴木 進